

「標準報酬月額」の見直し（定時決定）について

標準報酬制では、公立学校共済組合の掛金（保険料）の算定基礎として「標準報酬月額」を用いていますが、「標準報酬月額」は、毎年、見直し（定時決定）が行なわれます。

定時決定のしくみは次のとおりです。

1 定時決定の対象となる方

毎年7月1日時点において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます）。

ただし、次の方は、その年の定時決定は行ないません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に公立学校共済組合の組合員資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業終了時改定、産前産後終了時改定を行う方

2 定時決定の算定方法

その年の4月から6月までの3月間に支給された報酬^(注1)の総額の平均額（報酬月額）を標準報酬等級表^(注2)に当てはめて決定します。

〔定時決定における標準報酬月額の決定〕

	報酬額	平均額	標準報酬等級・月額
令和6年4月	310,000円	335,000円	24等級 340,000円
令和6年5月	385,000円		
令和6年6月	310,000円		

標準報酬等級表(注2)に当てはめます

〔掛金（保険料）の算定〕

標準報酬月額

$$340,000円 \times \text{掛金率（保険料率）}^{(注3)} = \text{掛金（保険料）の月額}$$

（注1）・報酬とは、基本給と諸手当（扶養手当・通勤手当・時間外勤務手当等）の合計額をいいます。

・通勤手当が複数月分まとめて支給される場合は、1ヶ月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算する等の調整が図られます。

・共済組合からの給付金（傷病手当金・育児休業手当金など）や出張旅費等は報酬に含めません。

（注2）標準報酬等級表については、共済組合ホームページ等をご覧ください。

（注3）掛金率（保険料率）は、短期・介護・厚生年金・退職等年金でそれぞれ異なります。

3 定時決定の適用期間

定時決定で決定された標準報酬月額は、原則としてその年の9月から翌年8月までの間において適用されます。ただし、10月以降に随時改定等により当該月額の見直しがある場合は除きます。

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

住宅関連の貸付け、教育貸付けを 返済中の皆さまへ

募集期間
令和6年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「だんしん」と「債務返済支援保険」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに約8割の方が加入されています。
(令和5年度末時点)

だんしん とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に万一死亡したり、所定の障害状態となったりした場合に、貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる制度です。

債務返済支援保険 とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで長期間就業障害となった場合、毎月の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として3年を限度に支払われる制度です。

気になる保険料充当金は



(例)

だんしん 貸付金残高 500万円の場合 ➡ 9,600円/年 (800円/月)

*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年通減します。
*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

債務返済 平均返済月額 1万円の場合 ➡ 1,164円/年 (97円/月)

*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「団信制度適用申込書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合三重支部(貸付担当) TEL:059-224-2989
●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込む必要があります。
●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。
■トップページ➡組合員専用ページログイン➡(貸付事業)団信制度のご案内➡「団信制度適用申込の手引(パンフレット)」はこちら

(組合員専用ページの
ログイン画面➡)



住宅借入金等の年末残高証明書の送付について

年末調整又は確定申告時に「住宅借入金(取得)等特別控除」を受けるために必要となる「年末残高証明書」を所属所あてに送付します。



送付対象者

住宅の新築・購入等を行い、
償還期間が10年以上の住宅貸付等を受けている方。

使用時期まで
大切に保管してね♪



貸 付 年 月	送付時期	使用時期
令和5年12月以前に貸付を受けた方	令和6年10月中旬	年末調整
令和6年1月以降に貸付を受けた方	令和7年1月下旬	確定申告

- ☆「完了報告書」が未提出の方には送付されません。
- ☆一部繰上償還により、償還期間が10年未満になった方には送付されません。
- ☆「住宅借入金(取得)等特別控除」の詳細及び手続き等は、最寄りの税務署にお尋ねください。

お問い合わせ 福祉班 村田・世古口 ☎059-224-2989

共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会



タンキちゃん

健康保険の 重複加入はしていませんか？

日本の健康保険制度では、一人が複数の健康保険資格を有することはできません。

複数の健康保険証をお持ちの方は不要な資格の喪失手続きを行い、重複加入にならないようにしましょう！
被扶養者がいる方は、被扶養者の状況にも常に気を配っていただくようお願いします！！

☆CASE 1 新たに当支部の資格を取得した場合

当支部の資格取得日前まで使用していた保険証は、資格取得日以降は使用することができません。
昔の保険証は使用せず、速やかに保険証発行元か以前の職場へ返却してください。

☆CASE 2 被扶養者が就職し、自身の保険証が発行された場合

健康保険では、「被扶養者資格」と「本人資格」が重複する場合、「本人資格」が優先されます。
勤務期間の長短に関わらず、被扶養者資格は必ず取消手続きを行ってください。

取消手続きが遅れると遡って被扶養者資格を取り消すことになり、また、新たに認定する場合も遡って認定することができません。

こんな事例があるんだね



被扶養者は就職して社会保険適用となったが、数日で退職した。
数日間だったため、取消は必要ないと思って手続きしなかった。
今回重複加入がわかり、就職日まで遡って被扶養者認定を取り消すことになった。
また、退職以降は無職のため、再度認定申請を行ったが、過去に遡って再認定することができなかったため、退職日～再認定日の間は国民健康保険に加入することになった。

☆CASE 3 被扶養者が、他の扶養義務者の被扶養者になったとき

扶養義務者の収入逆転等の理由で、他の扶養義務者が主たる扶養者になったときは、速やかに扶養取消の手続きを行ってください。取消手続きは、他の扶養義務者の認定手続きが完了してからで構いません。

お問い合わせ先 年金・給付班 大田・森岡 ☎059-224-2994